

ヨーロッパ化と(再)商品化： ポランニー的視角からみた欧州統合

尹 春 志

「もし欧州が本当に最も競争的で最も現代的な経済地域になりたいのであれば、ライン型モデルの快適な環境を脱し、アングロ＝サクソン型資本主義の厳しい条件に自らをさらさねばならない」(Frits Bolkestein, the former Internal Market Commissioner)¹。

1. はじめに

国際政治経済学にポランニー的視角を導入した先駆者の一人B.ヘトゥネ(Björn Hettne)は、欧州における地域主義が新自由主義的グローバル化への対抗運動を内包するとの期待を込めて、次のように論じた。

「カール・ポランニー(Karl Polanyi)の古典的理論にしたがえば、現代のグローバル化は『第二の大転換』とみなすことができる。それは、市場の拡張と深化に社会的結束を防衛する政治的介入が続く『二重運動』である。そこでは市場の拡張が第一の運動を、そして社会の反応が第二の運動を構成している…かくして地域主義は第一と第二の運動の双方の一部をなし、第一の運動において新自由主義の顔を、そして第二の運動においてより介入主義的な志向性もっている」(Hettne 2005: 548)。

2007年から2008年の世界金融危機が欧州で現出するに及び、この楽観的期待

1 *New Zürcher Zeitung*, 9. November 2002: 29. Höpner and Schäfer (2010a) p.355より引用。

は見事に裏切られたことになる。

危機の原因を、欧州が米国の金融資本主義化、より具体的には米国投資銀行（ウォール街）のビジネスモデルに組み込まれた帰結と見ることは可能であるし、通貨統合と金融市場統合の深化に比して EU レベルでの規制の整備が遅れたという内在的な制度要因に求めることも、正鵠を射たものである。そして過去においてそうであったように、おそらく EU は危機を奇貨としさらなる統合の深化を図っていくことであろう。

だが同時に問われるのは、いったいそれが何のための統合なのかということである。

今回の危機が、米国発のグローバリズムに巻き込まれた結果だとしても、少なくとも2000年代の EU は、米国と歩調を合わせ新自由主義に大きく傾斜していたことは事実として受け止めなければならない。危機以前から EU のそうした側面は、とりわけ資本主義の多様性を重視する比較政治経済学から批判されていた。皮肉なことに、その際の理論的支柱もまた K. ポランニーなのである。彼らが描くのは、ヘトウネラ国際政治経済学のポランニアンが期待した二重運動の主体ではなく、その内部に向かって市場の諸力を解き放ちアングロ＝サクソン型資本主義へと収斂していく EU であった。

もちろん欧州統合は、イデオロギー的に均質でない多様な社会的勢力が関与する複合的な要素をもっている。それゆえに EU のもつ可能性が、その外部にいる者をも惹きつけてきた。だが本稿では、敢えてそうした側面は捨象し、ポランニーの視点に立つ比較政治経済学の議論に依拠しつつ、ヨーロッパ化（Europeanization）という名の(再)商品化（re-commodification）の過程を推し進めてきた新自由主義的地域統合体としての EU の姿を反省的に検討したい。それは、金融危機後の世界経済のありうべき選択肢に地域主義があるかぎり、歴史上最も高度な統合を実現した EU が、いかなる論理で新自由主義の陥穽に落ちたかを踏まえておく必要があると考えるからである。

以下では、まず1980年代半ば以降、EU にビルトインされてきた自由化のメカニズムを提示したうえで、2000年代の EU の方向性を規定したリスボン戦略を中心に、それがもつ新自由主義的な側面を明らかにする。一見するともはや

過去のものにすぎないこの戦略が、その後のEUの新自由主義的な旋回の転換点となっているのである。

2. 非対称な統合の力学と制度的収斂圧力の形成

2009年12月1日に発効したリスボン条約第3条(3)でEUは、「均衡のとれた経済成長と価格安定、完全雇用と社会的進歩を目的とする競争力の高い社会的市場経済 (social market economy)」の創設を明記した。欧州の政治経済の最終形態として戦後ドイツ経済を規定した「社会的市場経済」の概念を用いたことは、EUが、今後、アングロ＝サクソン型自由市場経済 (liberal market economy: LME) ではなく、大陸欧州やスカンジナビア諸国の社会的に包摂され制度的に調整された市場経済 (coordinated market economy: CME) をモデルに、単一市場を形成していくことを形式的には表明したことになる² (Scahrpf 2010: 211-12)。

だが欧州の政治経済には、これまでリスボン条約の描く軌道とは逆方向に収斂する力が作用してきた。欧州の変容とその力学を理解するには、まずこの力の所在を確認していく必要がある。

Höpner and Schäfer (2010a) によれば、資本主義の多様性との関連で欧州経済統合は、共存、競争、収斂の3つの局面を経てきた³。少なくとも1970年代

2 とはいえEUは、社会的市場経済の内実を明確にしていない。ドイツのオルド自由主義の観点から、このEUの社会的市場経済概念の適用の可能性を論じたものに黒川(2011)がある。

3 周知のように、LMEとCMEの二類型を提示したのは、Hall and Soskice (2001)である。もちろん欧州の資本主義の多様性を2つの類型だけで論じることは、単純化の弊を免れない。これに対してAiginger and Guger (2005)は、社会モデルの相違に着目し、CMEを大陸型(ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、オーストリア)とスカンジナビア型(デンマーク、フィンランド、オランダ、スウェーデン、ノルウェー)、地中海型(ギリシャ、ポルトガル、スペイン)に分類し、さらに中東欧新加盟国にキャッチアップ型の名を当てている。Sapir (2006)も同様の類型化を行っている。またNölke and Vliegthart (2009)は、中東欧諸国を外資の役割に注目し従属的市場経済 (dependent market economy: DME) と定義している。本稿は、主として欧州経済統合過程のEU中心国への変容圧力を示すことを目的にしていることから、敢えてこうした細分化は避け、理念型としてLMEとCMEの二類型に依拠して議論を展開することにする。

半ばまでの経済統合は、欧州資本主義の国家的多様性の共存関係に影響を及ぼすことはなく、加盟国は自律性を維持しながら相互貿易を促進し、経済統合は国内政策目標を達成する手段として機能しえた。この状況を転換させたのが、欧州司法裁判所（European Court of Justice：ECJ，現欧州連合司法裁判所）による1974年のダソンビル（Dassonville）判決と79年のカシス・ド・ディジョン（Cassis de Dijon）判決であった。

ダソンビルの定式において、ECJはEC条約28条（EU機能条約34条）の「輸入数量と同等の効果をもつ措置」を、「共同体の域内貿易を直接または間接に、現実または潜在的に妨げることが可能な加盟国が執行するすべての通商ルール」（強調は筆者）とみなすべきとし、貿易に影響するあらゆる国家的なルールや行為を非関税障壁とした。他方、「加盟国で合法的に生産され出荷させる製品は各国市場で許容されなければならない」とする、いわゆる「相互承認（mutual recognition）」を確立したのが、カシス・ド・ディジョン判決であった（Scharpf 2010：217-19）。これにより市場統合の原理として新たに母国主義（country-of-origin principle）が導入され、加盟国は事実上どの製品が国内に出荷可能かを決定する排他的権限を喪失することになったのである（Höpner and Schäfer 2010a：349-50）。

とはいえ、国家的規制の撤廃が製品市場に限定されるかぎり、欧州の資本主義の多様性に大きな影響を及ぼすことはない。むしろ比較政治経済学が指摘するように、企業による生産立地の選択においては、単に労働コストだけでなく、特定の技能をもつ労働者の利用可能性や雇用パターンの柔軟性といった制度的要因も考慮される。製品市場の規制撤廃は、この制度的裁定（institutional arbitrage）を通じて多様な欧州資本主義の制度間競争を強化するものの、各々の国家的生産レジームの安定性は維持することが可能であった（Hall and Soskice 2001：56-57；Höpner and Schäfer 2010a：350）。

欧州経済統合を制度間競争の局面から制度的収斂の局面へと転換させたのが、1980年代半の域内市場計画である。欧州単一議定書とそれに続く条約の修正は、無差別（non-discrimination）の論理を無制限（non-restriction）の論理に置き替え⁴、相互承認の原理を基本的な「4つの自由」の他の領域、すなわち「設立

の自由 (freedom of establishment)」、[「自由な資本移動」、[「自由なサービス提供」にまで適用した。その結果、経済的な自由化は、国家の多様性を規定する種々の国内諸制度に直接影響を与えるようになったのである (Höpner and Schäfer 2010a : 350-51)。

比較政治経済学の論者が、この局面の性格を理解するうえで着目するのが、欧州経済統合のもつ2つの側面、すなわち市場規制的 (market-regulating) あるいは修正的 (market-correcting) な「ポジティブな統合」と、市場促進的 (market-enhancing) あるいは強制的 (market-enforcing) な「ネガティブな統合」である。前者は市場が機能する諸条件を形成・規制するための共通政策を確立することを、後者は貿易制限や競争上の歪みを除去して市場統合を強化することを意味する (Höpner and Schäfer 2010a/2010b ; Hansen 2005 ; Scharpf 2010)。

市場の諸力の解放はそれを社会に「埋め込む (embedding)」対抗運動を生み出す、というポランニーの二重運動を欧州の地域主義に見出すならば、ネガティブな統合はそれを規制するポジティブな統合をとまなうものでなければならない。ところがそれは、マーストリヒト条約以降の EU が内包する非対称性によってますます困難になっている。

ポジティブであれ、ネガティブであれ、欧州経済統合は、補完性原理 (subsidiarity principle) にもとづき、国民国家に帰属していた権限を上位の超国家機関と下位の国家内部の地域に分割・再配分するマルチレベル・ガバナンスのなかで推進される。だが数次に及ぶ拡大を通じて加盟国の利害と選好が多様化・複雑化するにつれて、たとえ EU の排他的権限であっても市場規制的なポジティブな統合の促進は極めて困難になっている。EU の政策決定手続きにしたがえば、一次法である条約の修正には加盟国すべての批准が必要とされ、規則や指令等の派生法は、欧州委員会のイニシアティブによって修正可能であるが、そ

4 1970年代末までのこの種の介入は、無差別の名の下に進められ、加盟国の偽装された保護主義を撤廃することで国籍を異にする企業間の公正な競争を可能にすることを目的にしていた。これに対して現在の欧州委員会の「競争条件の平準化 (level playing field)」の理解は、制度的な差異自体が競争を妨げているというものに変質した。この点で LME と CME は、もはや対等な生産レジームではなく、後者の諸制度は経済同盟にとって障碍とみなされる傾向にある (Höpner and Schäfer 2010a : 351)。

れには欧州理事会で少なくとも特定多数決での支持と、通常、欧州議会の絶対多数の賛同が必要とされる。EUの政策決定・形成は、欧州資本主義の多様性に起因する政治的ハードルを乗り越えなければならないのである（Hansen 2005: 5-6）。

これに対してEUの異質性は、市場強制的な統合を阻止するわけではない。それはむしろネガティブな統合を促進し、翻ってそれが国家レベルに残された社会的領域を侵食する力となって作用している。ここに現代の欧州統合の逆説がある。

その際、重要な役割を果たしてきたのが、ECJの判例法体系に依拠した「法を通じた統合」である。すでに1960年代半ばに欧州法は「直接効果」と国内法に対する「優越」という2つの原理を確立していた⁵。この原理をもとにECJには、EUに権限が移譲されていない領域における加盟国の政策目的の合法性を決定し、許容される政策目的のために使用される手段の効果やその必要性（比例性原則）を判断する役割が与えられている（Höpner and Schäfer 2010a: 347; Scharpf 2010: 216-220; 庄司 2003）。

注視すべきは、カシス・ド・ディジョン判決以降、相互承認の原理が導入され、それが製品市場の枠を超えて一次法に規定された「4つの自由」すべてに適用されることで、ECJがいまや市場強制的なネガティブな「欧州統合のエンジン」の一つとなっているという点にある。つまり仮に指令や規則が制度上の多様性を反映したものになりえたとしても、加盟国の国家的規制が前述の「4つの自由」に抵触するとECJが判断すれば、相互承認の原理にもとづき母国主義の適用が可能となる。それが欧州法の判例法体系に組み込まれれば、国内法に優越し直接効果をもつのである。

5 この2つの原理の基礎は2つの判例（直接効果：Van Gend & Loos, C-26/62, 05.02.1963.; 国内法に対する優越：Costa v. Enel, C-6/64, 15.07.1964）にある（Scharpf 2010: 216）。後者は、文字通り欧州法秩序が加盟国の法に優越すること意味するが、庄司（2003）によれば、前者は次のように規定されている。つまり直接効果とは「共同体法が加盟国の領域において法源となり、共同体諸機関及び加盟国だけでなく共同体市民にも権利を付与し及び義務を課し、ならびに特に国内裁判官の前において共同体法から権利を引き出しかつ同法に適合しないすべての国内法規定を排除させるために共同体市民により援用されることができる能力をいう」（庄司2003: 120）。またECJの機能については、リスボン条約（EU条約）19条を参照。

実際、「管理所在地 (seat-of-management)」ルールをめぐる欧州会社法の対立⁶や、フランスにおける欧州憲法条約否決の要因になったとされるサービス指令⁷が、その典型的な事例である。前者は、「設立の自由」に、また後者は「サービス提供の自由」に抵触するとして、ECJは国家的な規制を侵食する判決を下している (Höpner and Schäfer 2010a; Scharpf 2010)。

問題は、こうしたECJによる「法を通じた」ネガティブな統合が進行する一方で、市場規制的・修正的なポジティブな統合を推進する力をEUが失いつつあるという非対称性にある。

もちろんECJは、新自由主義ないしは市場自由主義に偏向しているわけではなく、無差別や相互承認の原理を新領域に論理的に適用しているだけかもしれない。事実、ECJは、機能条約20条の「移動の自由」にもとづく欧州市民権の拡張やジェンダーや年齢、エスニシティ、宗教などにもとづく差別の禁止を徹底させる判決も下し、統合の社会的次元の深化にも貢献している⁸。しかしながらECJが提供できるのは、要素移動や人の移動の自由を妨げるあるいは

6 ドイツ、オーストリア、ベルギー、フランス、ルクセンブルグ、ポルトガル、スペインの各司法裁判所は、企業は設立国ではなく経営実態のある国の会社法が適用されるべきとする「管理所在地」原則を支持していた。これに対してECJは、セントロス (Centros; 1999年)、ユーバーゼーリング (Überseering; 2002年)、インスパイヤー・アート (Inspire Art; 2003年)の判決で、欧州共同体条約43条 (EU機能条約49条) (「いずれかの加盟国の国民の他の加盟国の領域における設立の自由に対する制限は禁止される。この禁止は、いずれかの加盟国の領域に居住するいずれかの国民によるに設立された加盟国の国民の代理店、支店または子会社の設立に対する制限にも適用する」)にもとづき、たとえペーパーカンパニーであっても、管理所在地原則は、「設立の自由」と矛盾するとの判断を下した (Höpner and Schäfer 2010a: 358-59; Horn 2012: 133-35)。 (注9)も参照

7 2004年に欧州委員会が提出したサービス指令草案は、その第16条で母国主義の原理を規定し、サービス分野にまで事実上、相互承認の原理を導入しようとした。これが現実になれば、労働規制の緩い中東欧などの新規加盟国からの派遣労働者は受入国の規制対象からはずれることとなり、「ソーシャル・ダンピング」が促されるとして、オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、スウェーデンは激しく抵抗した。この草案は欧州議会による修正提案を受け、母国主義の原理を削除して最終的に2006年の閣僚理事会で採択された。だが2007年のECJによるラヴァル (Laval) 判決は、事実上、サービス分野における母国主義の原理を復活させた。ECJは、1996年の派遣労働者指令で規定された最低限基準をEU加盟国からの派遣労働者に課すことが許される最大限基準と再解釈したうえで、国内労働者と派遣労働者に対する均等賃金の支払いを支持することは、サービスの自由な提供と対立する可能性があったとした (Höpner and Schäfer 2010a/2010b)。

無差別の基準を犯す国家規制を容認しないということにすぎず、国家レベルで実現不可能な価値や政策目的に対応する欧州規模のレジームを形成する力は、ECJにはない。したがってそれが「4つの自由」の実現にのみ関与するかぎり、ECJの法を通じたネガティブな経済統合は、必然的に多様な国家的諸制度をLMEモデルに収斂させる力として作用することになる⁸。こうした法を通じた統合のメカニズムがビルトインされることで、もはや「経済統合は、欧州の多様な資本主義に対して中立的にふるまう」ものではなくなったのである(Höpner and Schäfer 2010b: 27)。

この法による統合のメカニズムを前提に、2000年代に入り、急速に新自由主義的な傾向を強めてきたのが、欧州委員会であった。

3. 「埋め込まれた」新自由主義とリスボン戦略

本来、欧州委員会メンバーの多くは規制された資本主義に対して共感を抱き、

8 ECJのこの側面を、Caporaso and Tarrow (2009) は、EUにおける「市場の社会への埋め込み」と解釈し、それを「ブリュッセルにおけるポランニー」と表現した。これに対しては、Höpner and Schäfer (2010b) によるポランニー解釈を含めた徹底した批判がある。

9 これに対してEUにイデオロギー的な異質性と政策の非整合性を見る Callaghan (2008)は、マルチレベル・ガバナンスでも閣僚理事会で多数派を形成できれば、CMEの諸制度をLMEに導入することが可能であるとし、その例として1994年の欧州労働者評議会指令と2001年の情報ならびに諮問指令を挙げている。この2つの指令によって、イギリスのようなLMEもCMEの特徴の一つである労働者参加というステークホルダー志向の改革を導入することになる。実際、イギリスがマーストリヒト条約で勝ち取った社会憲章からのオプト・アウトは、イギリス多国籍企業がイギリス以外の国の子会社で労働者協議会を設立することを妨げなかった。その結果、90%を超えるイギリス企業が、イギリス政府の意図を超えて、自発的に労働者評議会を設立している。また情報ならびに諮問指令は、従業員が50名を超えるすべてのイギリス企業にこの最低限度の労働者参加を義務付けている。こうした事実にもとづきキャラハンは、EUで進行しているのは、資本主義の収斂ではなく「ハイブリッド化」であると主張する(Callaghan 2008: 12-13)。だがECJは、セントロス判決で、管理所在地原則にもとづき外国企業にも共同決定の適用を求めるドイツの主張を退けた。その後、2006年12月から2009年11月までに共同決定にかかわるECJの判決数は17件から37件に増え、ドイツの社会的市場経済の主要な要素とされる共同決定を義務的なものから自発的の制度に事実上変容させてしまったとされる(Höpner and Schäfer 2010a: 361; 2010b: 18)。

域内市場統合という自由化プロジェクトは、必ずしも自由市場経済への収斂を目的とするものではなかった。そして歴史経路依存的に形成された複数の資本主義モデルの存在と大陸欧州で顕著な政治的伝統に規定されつつ、欧州統合という超国家的なプロジェクトに利害を有し、それを推進する勢力もまた多様であった (Callaghan 2008 : 11)。

B. ファン・アペルドーン (B. van Apeldoorn) によれば、1980年代前半に始まる統合プロセスは、①相対的に保護された巨大市場の創設と非市場的な手段をつうじて欧州産業を強化しようとする新重商主義、②規制や保護を撤廃しグローバルな競争にさらされることで競争力は得られると主張する新自由主義、そして③超国家的な規制の枠組みのなかで欧州社会モデル (European Social Model) を強化しようとする社会民主主義、という3つの競合する超国家的戦略プロジェクトが併存するなかで開始した (Apeldoorn 2009 : 22-23)。だがマーストリヒト条約以降、一方で前述の経済統合の非対称性によってネガティブな市場強制的な統合が進展し、他方でグローバル化の競争圧力が強まるなか、欧州委員会は新自由主義的な意味での「競争力」を促進するという観点から、自らのプロジェクトを正当化するようになっている (Apeldoorn and Horn 2006 : 16-17)。

EUの評価が単純でないのは、この新自由主義への傾斜が英米流のそれとは同一視できないところにある。EUが多様な社会経済的諸勢力で構成されるかぎり、その新自由主義的プロジェクトは、他の競合するプロジェクトや勢力との調整を必要とする。したがって、それは社会的妥協のうえに構築されるヘゲモニー的プロジェクトとならざるをえず、少なくとも言説のレベルでは社会に「埋め込まれた (embedded)」ものでなければならないという側面をもつのである (Apeldoorn 2009 : 24-25)。

欧州労働組合連合 (ETUC) などの労働運動や社会民主主義勢力が、統合プロジェクトの新自由主義的な性格を憂慮しつつもそれを事実上支持したのは、欧州の政治家や官僚が繰り返し「欧州社会モデル (European Social Model)」に言及するなかで、現状が新たな「社会的欧州 (Social Europe)」に向けた過渡期だとの認識を抱いていたからである (Hermann and Hofbauer 2007 : 128 ; 星野

2008：114)。そして前述のヘトウネをはじめポランニーに依拠する国際政治経済学者が、EUに「第二の二重運動（second double movement）」を見出したのも、地域化という市場の諸力の解放を、社会的に規制・制御する地域主義をEUに期待したからにほかならない（Hettne 2005；Strange 2009）。

しかしながら「埋め込まれた」新自由主義という概念そのものは、自己矛盾である。ポランニーに依拠すれば、「埋め込み」とは自己調整的市場の破壊的作用から社会を保守する「社会の防衛の原理」であり、新自由主義とは自己調整的市場の確立を目的とする「経済的自由主義の原理」にほかならないからである。EUには法を通じた自由化のメカニズムが組み込まれている点を踏まえれば、それに対抗する市場規制のメカニズムが存在しない限り、「埋め込まれた」新自由主義の矛盾は、現実の局面では社会の防衛の原理を経済的自由主義の原理に従属する形でしか解決されないのである。

このEUの「埋め込まれた」新自由主義を、形態と内容の双方で体现したのが、2000年に始まるリスボン戦略であった（Apeldoorn 2009：25-27；Hansen 2005：42）。

2010年までに「より多くのより良い職とより大きな社会的結束をともなう持続可能な経済成長を可能にする、世界で最も競争力があり最もダイナミックな知識基盤経済」（European Council 2000）を構築するという、いまや見果てぬ夢に終わった目標設定からも明らかのように、リスボン戦略の基本的な論理は、知識基盤経済への移行による雇用創出を媒介に、「競争力」と「社会的結束」を接合するところにあった。

リスボン行動計画自体は、一貫性のない政策目標とその達成の道筋を列挙したものにすぎない。しかし注視すべきは、この戦略以降の欧州委員会が米国との成長格差を問題にし、かつ米国を参照基準に改革を進めようとしてきた点にある。これをより明確にし、極めて自覚的にリスボン戦略を米国型自由市場経済モデルへの改革プランに昇華させようとしたのが、ブリュッセル自由大学欧州研究所のアンドレ・サピール（André Sapir）率いるハイレベル・グループ報告書（『サピール報告』）であった¹⁰（Grahl 2009a：120-21；Hansen 2005：39-40）。

Hall and Soskice（2001）やAbelhauser（2003）が分析しているように、欧州

のCMEの典型であるドイツは、機械工学、輸送機器、耐久消費財、工作機械等、主として漸進的な技術革新の特徴をもつ部門に優位性をもち、これに対して米国企業は、医療工学、バイオ・テクノロジー、半導体、通信といった1990年代に急激な技術革新を経験した分野に特化している (Hall and Soskice 2001: 41-44; Abelhauser 2003: 訳179-183)。知識基盤経済への移行が、情報技術革新によって成長を遂げる当時の米国への「キャッチアップ」を意味することは明らかであった。

比較政治経済学の知見に照らせば、こうした特化パターンは、広く企業統治、企業間関係、金融市場、職業・訓練(技能形成)、労働市場といった諸制度間の補完性が生み出す比較制度優位 (comparative institutional advantage) の現れである。したがって、生産・技術革新戦略のシフトは、特化パターンを規定する諸制度の変更をとみなざるをえないのである。『サピール報告』も、この点を踏まえ、次のように論じている。

「EUの成長が落胆させるものである主たる理由は、きわめて明らかである。過去数十年にわたって、EU経済は、情報技術革命、ドイツの再統一、中東欧の新たな市場経済への開放、グローバル化という一連の長期持続的なショックに直面し、それらは新しい形態の生産組織を要求していた。この状況は、垂直的統合度の低い企業、企業内部そして企業間の流動性の上昇、労働市場の柔軟性の増大、市場金融への依存度の上昇、そして研究開発と高等教育への高い投資を必要としている。言い換えれば、欧州でいまだ生じたことのない規模で経済的諸制度と組織の大きな変化が求められているのである」(Sapir et.al 2003: 123)。

10 オランダ労働組合連合の議長を務めオランダをワッセナー合意へと導いたウィム・コック (Wim Kok) 率いるハイレベル・グループ報告書も同様である。同報告書は、「リスボン戦略は、当時のトレンドであった知識経済に対する…楽観主義の産物であり、欧州経済の伝統的な産業上の強みを無視していると時に批判される…これは公正な批判である」と率直に認め、成長、需要、雇用を支えるために安定成長協定の計画的な修正を求めているが、「リスボン戦略は米国の猿真似しようとするものでなく…リスボンは、欧州が望むものに対する欧州のビジョンを実現しようとするものである。だが依然として米国は主要な対外的な参考であり…成否を測定する基準を提供している」と述べている (Kok 2004: 9, 16)

実際、リスボン戦略以降の欧州委員会は、単なる目標設定にとどまらず、既存の経済的諸制度の一大改革を目指すことになる。その中心に置かれたのが、金融市場改革である。リスボン理事会で欧州委員会は、「統合的な資本市場とダイナミックな金融サービス産業」は、企業金融の選択肢を広げ資本コストを削減することで企業の技術革新能力を高める必須の条件と位置づけていた¹¹ (Apeldoorn 2009 : 29 ; Grahl 2009a : 115)。その際、欧州委員会は、米国の「成功」を称賛し、米国型資本市場を欧州で発展させることを提唱している (Evans 2009 : 19)。

そのためにまず1999年に策定された金融サービス行動計画 (FSAP) をリスボン戦略の不可欠の要素として組み込み、とりわけ証券市場関連のルールを優先事項として金融市場統合を加速させた。『サピール報告』もまた、FSAP を強力に支持し、法による規制にかわる自己規制 (Self-regulation) を推奨し、資本市場の規制緩和を主張している (Sapir et. al 2003 : 130)。その結果、2004年春までにリスボン・プロセスの下、約70の指令が主に域内市場分野で採択されたが、現実に進展がみられたのはほぼFSAP 関連のものとなった。FSAP の法的手段のすべては、予定通りに完了している。

金融システムは、比較制度優位を決定する制度的な補完性の要である。CME の典型とされるドイツが、上記の分野で多様化高品質生産 (diverse quality production) に優位性をもちえたのは、企業特定の技能を有する労働者との長期雇用関係が確保できる労働市場が存在したからである (Callaghan 2008 : 7-8)。そして熟練労働者を抱え長期プロジェクトへの投資を可能するには、短期的な収益性に反応せず、「耐忍期間の長い資本 (patient capital)」を供給する金融システムが必要なのである。逆に企業が短期的な収益性を重視する市場ベースの金融に依存するとき、労働市場は流動的なものにならざるをえない。そうした労働市場の性格に規定されて労働者の技能形成は産業・企業特定のというよりは一般的なものとなり、労働市場からの退出の可能性を高めるが、それが翻っ

11 当時の域内市場担当委員 F. ボルケスタインは、2000年のリスボン理事会で、FSAP に言及しつつ「完全に統合された金融市場と資本市場が欧州になれば、欧州連合の新たな競争力を支える経済的機会を開放することができなくなるだろう」とまで言い切っている (Apeldoorn and Horn 2006 : 18)。

て技術革新へのインセンティブとして作用するとみなされている。後者の典型とされたのが、ほかならない米国であった (Hall and Soskice 2001 : 16-23, 31)。

この議論に依拠すれば、米国をモデルに知識基盤経済への移行を目指すリスボン戦略が、市場ベースの金融システムの構築に重点を置いた改革を推進したことは論理的に正しい。だが金融システムの軸心が資本市場に移れば、当然企業統治そのものが影響を受ける。そして企業統治が変化すれば、その構成要素である労使関係もまた変容せざるをえない。資本主義の多様性が制度の補完性によって成り立つかぎり、市場ベースの金融システムは、資本主義の再生産モデル自体を市場および競争志向のものに変貌させる圧力に転化せざるをえないのである (Bieling 2003 : 212)。

リスボン以降の欧州委員会は、米国を参照基準にするという次元を超えて、明確にアングロ＝サクソン型モデルに収斂させる志向性を示してきた。それを完結させるために取り組まれたのが、企業統治改革プロジェクトであった。

4. 企業統治の市場化 (marketization) という擬制的商品化の圧力

企業統治は、欧州市場統合の初期段階から会社法の調和化の一環と位置付けられ、1970年代に一定の進展がみられるものの、80年代前半にはほぼ停止状態にあった課題であった¹²。むしろ85年の域内市場白書では、会社法の調和化は過剰規制をもたらした柔軟性を欠くとして、国家レベルの規制や会社法を競争によって収斂させる方向性を示していた (Apeldoorn and Horn 2006 : 13-14)。

EU レベルでの企業統治システム改革という課題に再び焦点を当てたのも、リスボン戦略以後の欧州委員会である。それは、かつての調和化とは異なり、まさに「企業支配の市場化」と呼ぶにふさわしい内容であった。

委員会は、まず企業統治改革を FSAP の不可欠の要素と位置付け、金融市場統合の包括的な計画に統合する (Horn 2012 : 107-108)。その際、この2つを接

12 2003年の会社法行動計画 (European Commission 2003) が指摘しているように、会社法分野の EU のイニシアティブの大部分は、欧州共同体設立条約44条(2)g(ex 54)に基づいていた。だが1968年に最初の指令が採択されてから1989年までに9つの指令と1つの規則があるだけである。

合する環が、敵対的買収の促進であった。そしてそれを実現する最重要の指令として2001年6月に提出されたのが、株式公開買付（Takeover Bids）指令草案である。実のところ1989年に策定された第一次草案から、FSAPはこれを「EUにおける企業所有の開かれた市場の出現に向けた重要な一里塚」と位置付けていた（European Commission 1999：4：強調は筆者）。

この指令の意図は、2003年に策定された会社法行動計画が明らかにしてくれている。

「ダイナミックで柔軟な会社法は域内市場を深化させ統合的な欧州資本市場を構築するためには必要不可欠である…その効果的なアプローチは、欧州における事業のグローバルな効率性と競争力を促進し…株主の権利を強化する一助となるだろう」（European Commission 2003：3：強調は筆者）。

ここに見出せるのは、欧州委員会の明確な株主志向（shareholder orientation）の企業統治への改革意欲である。事実、行動計画は、その目的として「EUにおける真の株主民主主義（shareholder democracy）を確立すること」を明記している（European Commission 2003：14）。そのための手段が、敵対的企業買収をつうじた「企業支配のための市場（market for corporate control）」の活性化であった（Horn 2012；Höpner and Schäfer 2010a）。

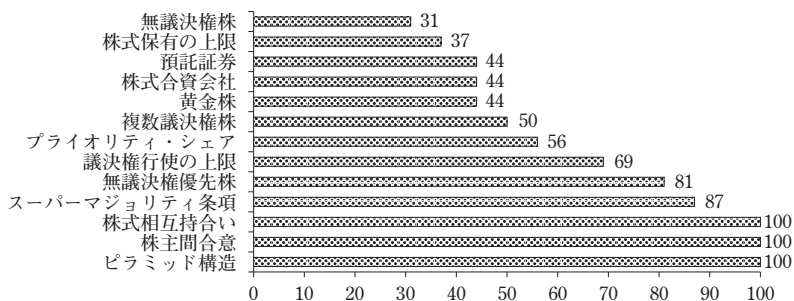
株主志向の企業統治とは、経営者に株主価値を増進させるために、制度上、敵対的企業買収が可能な状態を整備し、買収の恐怖から経営者が短期的な収益性や株価に対して敏感な行動をとるような構造を作ることの意味する（Evans 2009：21）。欧州委員会は、それを企業統治の「現代化」と位置づけている。この論理にしたがえば、株価の低下は企業買収の魅力を高めるために、株価が経営を律する装置となる。逆に企業買収に対するいかなる技術的構造的障壁も株主価値に損失をもたらし、効率的な資本配分の基礎を掘り崩すものとみなされる（Apeldoorn and Horn 2006：7）。

これは、大陸欧州のCMEの論理とは明確に対立する。前述のとおり、仮に株主価値を重視し短期的な収益力を保持すれば、景気後退局面で熟練労働力を

維持することは困難になる。その結果、長期雇用関係が崩れれば、企業特定の技能形成は妨げられ、CMEの制度比較優位は失われてしまう。つまりCMEモデルが存続する必要条件は、敵対的買収が生じない制度環境を作ることであった（Goyer 2007: 198-99; Hall and Soskice 2001: 23-24; Höpner and Schäfer 2010a: 355）。

そのために、欧州では、種々の支配促進メカニズム（Control Enhancing Mechanism: CEM）が講じられてきた（Deeg 2009: 561）。ここでCEMとは、株式持ち分と支配（議決権）の均整を崩す（種類株：複数議決権株など）、あるいは株式の譲渡や保有そして議決権に制限を設ける、特定の株式に拒否権を与える（プライオリティ・シェア、黄金株）などといった方法で支配権を強化する企業統治のメカニズムである¹³。

図1 欧州で利用可能なCEM（単位：%）



注：数値は当該のCEMが利用可能な国の割合。

出所：Institutional Shareholder Services et. al (2007) p.16.

世界で最も株主志向の強い企業買収ルールとされるイギリスのシティー・コードを青写真として策定されたとされる株式公開買付指令草案は、ステークホルダーよりも株主の権利を強化し、こうした「企業支配のための市場」にとっての「障害」を取り除くことを目的にしていた。敵対的買収によって、

13 詳しくは、この問題の欧州委員会による委託研究 Institutional Shareholder Services et. al (2007) を参照。この研究報告書は、欧州委員会の意図に反して、均整原則（1株1議決権）からの乖離と、上場企業の経済パフォーマンスや企業統治には、因果関係といえる決定的な証拠はない、と結論付けている。

最も競争力のある企業を市場の諸力によって選択し、グローバルな競争に必要な不可欠な欧州企業の構造再編を促進するというのが、その論理であった（Callaghan 2008 : 15-16）。

そのために指令草案は、「中立性ルール」、つまり株主総会が取締役に明示的な権限を与えるまでは敵対的買収に対する防衛策を講じてはならないことを義務付けるルールの確立を中心課題に据えていた。さらにヤープ・ウィンター（Jaap Winter）率いる会社法専門家ハイレベル・グループ（High Level Group of Company Law Experts）は、2002年に提出した報告書で、より厳格に敵対的買収時の1株1議決権原則＝透視（breakthrough）ルールの導入を主張した（Höpner and Schäfer 2010 a : 355-56 ; Horn 2012 : 113-14）。これがドイツをはじめ、フランス、北欧諸国からの激しい抵抗に直面したことは、言を俟たない。

最終的に2004年に成立した指令は、政治的妥協の産物となった。少数株主の保護を謳い、規制として中立義務と透視ルールは盛り込まれたが、その導入は、加盟国レベルと個別企業レベルという二段階の選択制が採用された。さらに相互主義の原則が設けられ、買収企業が採用している場合にのみ、このルールは買収対象企業にも適用されることとなった¹⁴。そのため、この指令によって何等かの強制的な義務が生じるものではない。

だが、ここで忘れてはならないのは、EUには前述のECJの法を通じたネガティブな統合のメカニズムが存在するということである。実際、2002年以降、ECJには多くの「黄金株」の取り決めについての判断が、欧州委員会によって持ち込まれている。その判決で、ECJは企業支配の市場に関する競争条件の平準化を妨げることは、EU条約と整合しないことを確認しつつ、国家的な取り決めに対する資本移動の自由の優越を強調したのである（Höpner and Schäfer 2010a : 357 ; Horn 2012 : 136-37）。株式公開買付指令にはポジティブな統合の要素はなく、既存の国家的制度の適用除外だけである。そこに規定された内容が選択制であるとしても、それを採用しないことが資本移動の自由に抵触するとECJが判断すれば、ネガティブな統合のメカニズムが作動する余地は十分

14 指令草案をめぐる対立とその経緯については、Horn（2012）Chapter 5が詳しい。

に存在する (Horn 2009)。

ポランニーは、自己調節的市場が貫徹するためには、本来、商品たりえない労働、土地、貨幣が商品化されることが必要であるとし、そのことが翻って社会に対する破壊的作用をもたらすと論じた。敵対的企業買収は、本来商品たりえないはずの企業をあたかも商品のように売買する。比較政治経済学のポランニアンたちは、EUの企業支配の市場化プロジェクトを、現代の擬制的商品化 (fictitious commodification) の一形態とみなしている。

5. 欧州社会モデルの変質：「社会的なもの (the Social)」の喪失と再商品化

超国家的空間における新自由主義的な傾向が強まり、金融市場統合が深化するなかで、EUの金融市場は現実大きく変化した。大陸欧州のCMEの特徴とされた非金融企業の外部金融における銀行融資への依存度は徐々に低下し、負債証券や株式調達の高まっている¹⁵ (表1)。それとともに銀行部門も、伝統的な商業銀行業務から投資業務なかでも機関投資家を対象にしたトレーディング業務に傾斜していった¹⁶。さらに機関投資家のプレゼンスも大きく高まり、株式市場の重要なプレイヤーになっている¹⁷。こうした金融上の変化は、当然のことながら、大陸欧州の企業構造にも影響を与えている。

たとえば株式の相互持合いによる拡張的な企業間ネットワークの形成と、巨大銀行の株式保有によって特徴づけられるドイツの企業支配構造は、いまや大企業を中心に崩れつつある (Goyer 2007: 194; Höpner 2005: 346; Deeg 2009: 560-69)。産業部門における株式相互持合いの構図は、かなり弱体化しており、1996年から2004年にかけて上位100社の企業間の株式持合い数は51から28にま

15 たしかに2004年の時点でも、東方拡大前のEU 15ヶ国の銀行融資への依存度は、対GDP比で121.2% (82.4%)と米国の41.5% (45.5%)に比して圧倒的に高い。特にそれはドイツで顕著であり155.3% (94.7%)と群を抜いている。その一方で急速に重要度を増しているのが、直接金融である。ドイツでも負債証券の比重は急速に増大しており、122% (78.2%)に達している (括弧内は95年の数値)。また株式時価総額でも同時期ドイツが23.3%から40.2%、フランスが32.8%から69.7%、そしてEU15全体でも42.2%から68.6%にまで上昇している (データは、European Commission, *Financial Integration Monitor*, 2005, 2006)。

表1 非金融部門のバランスシート上の外部資金調達構成(%)

		融 資	負債証券	株 式
ユーロ圏	1995	35.3	3.4	42.8
	2005	29.1	3.5	53.7
ベルギー	1995	36.8	2.4	53.7
	2005	36.7	3.0	59.4
ドイツ	1995	39.7	2.7	42.2
	2005	34.7	2.9	47.4
アイルランド	1995	—	—	—
	2005	35.5	1.6	47.0
ギリシア	1995	36.5	1.1	52.7
	2005	32.9	4.3	58.5
スペイン	1995	24.7	3.0	44.5
	2005	27.9	0.4	49.5
フランス	1995	30.6	6.4	41.1
	2005	19.8	5.5	62.4
イタリア	1995	40.3	1.3	35.9
	2005	31.6	2.3	49.3
オランダ	1995	39.0	2.1	45.3
	2005	35.3	2.7	50.7
オーストリア	1995	61.3	4.9	29.9
	2005	46.7	7.5	42.4
ポルトガル	1995	26.3	3.6	46.1
	2005	33.1	5.8	48.7
フィンランド	1995	40.6	3.9	35.4
	2005	27.8	4.7	58.8

注：負債証券には金融デリヴァティブは含まない。

出所：European Central Bank, *Corporate Finance in the Euro Area*,
Structural Issues Report, May 2007.

で、また株式相互持合いを実施している企業数（銀行含む）は39社から17社にまで減少した。銀行の地位も変化し、産業部門上位100社のうちドイツ6大民間銀行が株式持ち分を有する企業は、75社から30社にまで減っている（Grahl 2009b : 227）。

このように企業支配の構造が揺らぐなか、リスボン戦略が描いた株主志向の企業統治へのシフトは大企業を中心に現実のものとなりつつある¹⁸（Evans 2009 ; Höpner 2005 ; Goyer 2007 ; Treeck 2009）。それは翻って、従来の制度的

な補完性に基礎づけられステークホルダー型の企業統治を志向してきた大陸欧州諸国の社会に、大きなきしみをもたらすことになる。後に触れるように最も顕著なのが、労働市場の構造変化である。

EU が仮にポランニー的な意味での二重運動の場であるとすれば、それに対抗する社会的規制が超国家レベルで生じなければならない (Höpner and Schäfer 2010b)。ここで確認しておきたいのは、少なくともドロール (Jacques Delors) 時代の欧州委員会には、その志向性が存在したという事実である。

ドロールにあって欧州統合とは、ブレトンウッズ体制崩壊後の資本管理の撤

- 16 EU の銀行は伝統的な金融仲介業務で重要な役割を担い、2006年時点でも非金融部門への融資総額は対 GDP 比で132%に達している。だがユニバーサル・バンク制度の下、投資銀行業務を営むことのできる EU の商業銀行は、収益源を多様化させてきた (Frangakis 2009: 62-68; Grahl 2009b: 227-28; 岩田 2010: 59-67; 新形 2010)。実際、2005年の時点で資産運用業務の収益に占める比率は、クレディ・アグリコル (Crédit Agricole) で35%、ソシエテ・ジェネラル (Société Générale) で25%、ドイツ銀行で27%と、主要金融機関で高い (Macartney 2011: 56-61)。非伝統的な投資銀行業務のなかでも2000年代後半に EU 銀行部門で広がりを見せたのが、「オリジネート・アンド・ディストリビュート (originate and distribute)」型の証券化ビジネスである。2006年に4兆1380億ドルに達した世界の証券化商品発行の78%が米国におけるものであるが、欧州のシェアは2003年の6.06%から14.6%へと拡大している。イギリス (5.85%) とスペイン (1.33%) のポジションが支配的であるものの、この時期ドイツのシェアも0.2%から1.14%へと急上昇している。2007年の欧州で発行された証券化商品の61.8%が不動産担保証券 (MBS) で26.5%が負債担保証券 (CDO) であった (Frangakis 2009: 67-68)。EU の銀行も、自ら証券化ビジネスにのめり込んでいったのである。
- 17 OECD 統計によれば、1980年から2006年にかけて対 GDP 比でみた機関投資家の資産は、フランスで11%→132% (保険会社9%→91%、投資ファンド3%→41%)、ドイツで18%→119% (年金基金2%→11%、保険会社13%→62%、投資ファンド3%→46%)、イギリスで49%→194% (年金基金21%→76%、保険会社22%→88%、投資ファンド6%→30%) へと急速に増大した (データは OECD, *Institutional Investors Statistics Yearbook*, 2003ならびに OECD StatExtract より算出)
- 18 EU 企業買収指令草案が、少数株主の利害に反し企業支配の市場化を阻害していると問題視していた、CEM の現実の活用度はそれほど高くなくなっている。2006年の EU 加盟国の上場企業464社 (各国の時価総額上位20社と最近上場した20社) を対象にした上記の調査研究によれば、実際に CEM を活用している企業は全体の44%にすぎなかった。企業別では上場年数の浅い企業の72%、時価総額が上位の企業でも48%が CEM を活用していない (Institutional Shareholder Services et. al 2007)。これに対して多用されているのが、株主価値を高めるための自社株買い (share buyback) である。配当と自社株買いが営業利益に占める比率は、50%を超えるアメリカに及ぶべくもないが、ユーロ圏でも概ね30%で推移している。なかでも自社株買いの比率が高く、ユーロ圏におけるその規模は、2006年には400億ユーロを超えている。(ECB, *Financial Stability Review*, June 2007)。

廃と金融市場の国際化が国家レベルの政策を不可能しつつある状況下で、自由市場型資本主義に対抗する大陸欧州のオルターナティブにはほかならなかった。つまりその主眼は超国家的に組織された空間を創出し、それを社会民主主義とキリスト教民主主義の伝統にそって規制することにあり、欧州単一議定書と域内市場計画は、社会政策、産業政策、環境政策、地域政策等の領域でさらなる権限を EC が獲得するための一歩にすぎなかった。今日、頻繁に言及される「欧州社会モデル」の概念を提示したのもドロールである。そこでは、経済的進歩と社会的進歩に等しい価値が置かれ、経済的に成功を収めた EU は、明確な社会政策行動計画の下に欧州規模の社会基準と労働基準をもたねばならないとの含意が込められていた (Hansen 2005 : 11 ; Hermann and Hofbauer 2007 : pp.126-27)。

これに対して市場強制的な統合と労働・社会政策的な規制の非対称性が、今日の EU のもう 1 つの特徴をなしている。EU のマルチレベル・ガバナンスは、前者のプロセスを超国家的な市場化プロジェクトとして推進する一方で、それによって解き放たれた市場の諸力を「再び埋め込む (re-embedding)」社会の防衛の領域は依然として国家レベルに委ねられているのである (Bieling 2009 : 18 ; Apeldoorn 2009 : 26 ;)。

イギリスとの妥協のなかで締結されたマーストリヒト条約以降、統合の「社会的次元 (social dimension)」や欧州社会モデルは市場統合の後景に退いてしまっている。たしかにマーストリヒト条約は、「社会的パートナー」による合意を拘束力ある欧州法に転換することを認める「社会憲章」を附属文書として採択し、アムステルダム条約ではこれを条約本文に組み入れている¹⁹。その後も欧州委員会は、社会政策レジームの形成に力を注ぎ続けたし、リスボン条約に修正される欧州憲法条約草案も欧州社会モデルに言及していた。だがそこで語られてきた欧州社会モデルの内実は、質的な変容を遂げている (Hansen 2005 : 30 ; Hermann and Hofbauer 2007 : pp.127)。

19 EU レベルの社会対話は、1990年代には市場を埋め込む手段になると期待されたが、2000年代に入り社会的パートナー、主として雇用者側の意欲は失われ実質的に機能していない (Höpner and Schäfer 2010b : 16)。

このことを鮮明にしたのも、リスボン戦略であった²⁰。欧州と米国を峻別するものとして社会モデルを語りながら、もはやそれは欧州が守るべき価値ではなく、米国との成長格差を拡大する制度的な桎梏と認識され、「現代化」されるべき対象に位置づけられたのである (Hofbauer 2007: 42-43)。そのなかで欧州社会モデルの「社会的なもの (the social)」は、グローバル化した世界経済における競争力の必要条件、より具体的には知識基盤経済に移行するための労働力の適応能力という観点から定義されるようになった (Apeldoorn 2009: 29)。社会の防衛の原理として構想されたものが、いまや社会的結束と経済的効率を一致させるための「生産要素 (productive factor)」とみなされているのである (Hermann and Hofbauer 2007: 129-30)。

紙幅の関係上、詳細は省かざるをえないが、以降のEUの社会政策領域は、ほぼ雇用の問題に集約されるようになった²¹。2005年にリスボン戦略5年間の失敗を率直に認めたバローゾ (José Manuel Barroso) 欧州委員長が打ち出した新行動計画にも「成長と雇用のためのパートナーシップ」の名が冠され、雇用目的に完全な優先権が与えられている (Barroso 2005)。

もちろん成長を促進し、雇用を増やすことが悪いわけではない。だが前述の非対称性からEUにはそれを実現する権限がなく、その役割は各国に委ねられている。欧州委員会は定期的に共通の政策目標を定義するが、それは各加盟国が自らに適した手段で達成すべきものとされる。雇用戦略そして社会戦略で活用される「開かれた調整メカニズム (OMC)」には、ECJや欧州議会が関与することはなく、加盟国が目標を達成できない場合も制裁はない。加盟国に求

20 リスボン戦略をはさんだ欧州雇用政策形成の経緯とその内容の詳細については、濱口 (1999) ならびに (2008) 参照。またリスボン以降の社会保障戦略に新自由主義的性格をみいだすものに石田 (2008) がある。

21 たとえば、社会政策行動計画の一環として打ち出された社会包摂戦略のなかで、欧州委員会は「最も不利な状況に置かれた人々の雇用への参加を増大させることもまた、貧困や社会的排除に追い込むことに対する主たるセーフガードとみなされる…社会的排除に対する最良のセーフガードはリスボンの結論で述べられているように職である」と明言している (European Commission 2003b: 3)。コック報告も貧困削減を強調しながら、社会的包摂のための主要な勧告は欧州雇用戦略を補強することだった。雇用戦略を除けば、「社会的な領域」における提案は、生涯学習とアクティブ・エイジングだけであり、それも雇用の改善と年金コストの削減を目的とするものである (Kok 2004)。

められるのは、情報交換を通じて雇用政策のベスト・プラクティスを学習することだけである（Höpner and Schäfer 2010b : 15-16）。

これに対して社会的保護を提供すべき当該の加盟国は、市場統合によって開かれた競争環境のなかで、ますます競争的国家（competition state）としての性格を強めている。その意味で超国家的な新自由主義と経済的ナショナリズムは、EU という環境のなかで相互補強しあう関係にある（Apeldoorn 2009 ; Bieling 2009）。

こうした状況で加盟国が、前述の株主志向の企業統治へのシフトとともに推進する雇用政策は、既存の競争優位を保つための制度は一定程度維持しつつ、経済的調整弁として労働市場の柔軟性を高めるというものにならざるをえない²²。その結果、多くの諸国、とりわけ大陸欧州の CME で顕在化したのが、労働市場の二重化と断片化である（European Commission 2010）。加盟国が実行した労働規制の部分的な規制緩和は、一方で高度な技能を有する熟練労働者の職の保障（security）を保ちつつも、他方では主としてサービス部門の労働市場を著しく不安定（insecurity）なものにした²³。特に後者における一時雇用やパートタイムといった非典型雇用の増大は、欧州においても、ときにプレカリアート（precariat）とも称される「働く貧困層（in-work poor）」を拡大している²⁴。これが今日の欧州の不平等と貧困問題の基本的な温床なのである（Standing 2009）。

大陸欧州の福祉国家は多様性を特徴としつつも、いくつかの共通点があった。それは程度の差こそあれ、普遍主義的で、国家によって再生産手段の供給がなされ、現物給付の比重が高い点に求められる。つまり労働の脱商品化（de-commodification）に向かう傾向を、少なからず内包していたのが大陸欧州の福

22 労働市場の柔軟化が全体的な競争力改善と社会保障システムにとって不可欠であるという議論に方向性を与えたのも、サピールである。明確に大陸欧州のアングロサクソン型労働市場への転換を提唱した彼の「グローバル化と欧州社会モデルの改革」と題する論文（Sapir 2006）は、2005年のマンチェスター Ecofin 会議のバックグラウンド・ペーパーとして配布された。

23 リスボン以降の労働市場の分析については星野（2008）（2010）を参照。労働市場の二重化と技能形成の二重化との関連については、European Commission（2011）でも取り上げられている。

24 欧州における働く貧困層の実態については、Eurofound（2010）を参照。

祉システムであった²⁵ (Hermann and Hofbauer 2007 : 132-133 : Standing 2010)。これに対して現在の欧州で進行する事態は、ネガティブな統合を通じて解放された市場の諸力によって、それが再商品化 (re-commodification) される過程である。

こうしたなか EU 社会戦略の柱である社会的包摂 (social inclusion) (とその裏返しとしての社会的排除 : social exclusion) も、成長と雇用によって実現 (克復) できるとみなされるようになったことの意味は大きい。職の創出のためにとられた政策が引き起こした問題を、職の創出によって解決しようという自家撞着に陥るからである。

より根源的な問題は、そこには「社会的なもの」が失われつつあることにある。

そもそも社会的包摂という概念は、道徳的統合や社会的秩序を強調するキリスト教民主主義と、貧困や社会的公正、民主的参加を目指す本来の社会民主主義という欧州の2つの政治的伝統を融合する試みから生まれた。ドロール欧州委員会は、その裏返しとしての社会的排除を、民主的な福祉社会において個人が実質的で基本的な社会的、政治的、市民的権利を行使する機会から排除されることとみなしていた。それは T. H. マーシャル (Thomas Humphrey Marshall) の提唱した社会的市民権 (social citizenship) に連なるものであった (Hansen 2005 : 16-17)。それを雇用の問題に収斂させることは、本来、権利としてあったものを個人の問題に還元すること、いわば社会的権利の個人化 (individualization) にほかならない (Hermann 2007 : 65)。P. ハーマン (Peter Hermann) の言を借りるならば、「プレカリティ (precarity) とは社会的なもの (the social) を喪失したことの論理的な帰結」である²⁶。

25 現代のポランニアンの一人、Standing (2009) は、これをブレトンウッズの「埋め込まれた」自由主義時代に確立した産業市民権 (industrial citizenship) にもとづく、擬制的脱商品化 (fictitious de-commodification) と呼んでいる。

26 それでは「社会的なもの」とは何かということが問われるだろう。この点については、社会的質 (social quality) の観点から欧州社会モデルを理論的に探求しようとしている P. ハーマンや、再商品化に対抗する社会構想として、職能的市民権 (occupational citizenship) の確立を提唱する G. スタンディング (Guy Standing) などの議論を踏まえたうえで、今後の課題としたい。

ポランニーは、経済的自由主義は、社会を経済への従属から防衛するために、市場を「再び埋め込」もうとする政治的対立と対抗運動を産み出すと考えた。だが、市場の諸力から社会を防衛するものとしての対抗運動は欧州レベルでは出現していないし、国家のレベルでも、その基盤は失われつつある。

6. 結びにかえて

本稿は、リスボン戦略以降、新自由主義的な傾向を強めるヨーロッパ化の論理を、主として比較政治経済学、特にポランニー的視角に立つ論者の言説を用いながら明らかにしてきた。

ここで投げかけられるべき1つの問いは、世界金融危機という市場の猛威にさらされたEUは、果たしてリスボン戦略以降の新自由主義的な旋回を逆転させる対抗運動を生みだしているのかということである。

たしかにソブリン危機が長期化するなか、不均衡(＝危機)を媒介にしてさらなる統合の深化と部門を拡大させる新機能主義的な統合プロセス(すなわちポジティブな統合)が再び稼働し始めたように思われる。集権的な通貨政策と分権的な財政政策の矛盾を克服するために、EUは、財政同盟形成に向けて動き始めている。

だが現時点でそこに確認できるのは、ある種のIMF化と呼びうるものである。厳格な緊縮財政原則の適用と財政赤字国に対するコンディショナリティの強化は、かつてIMFが途上国に対して実施した援助政策を彷彿させる。それは、本稿で検討した超国家的統合と国家的能力の社会的次元をめぐる非対称性をさらに強化する可能性をもっている。

EUが、そのような方向に進むのか、あるいは本来の社会的欧州を実現する新しいプロジェクトが生み出されるのか。本稿では十分に展開できなかった制度的・実証的側面と合わせて、今後の研究課題としたい。

参考文献

- Abelhauser, Werner (2003) *Kulturkampf: Der Weg in die Wirtschaft und die amerikanische Herausforderung*, Kulturverlag Kdamos. (雨宮昭彦・浅田進史訳『経済文化の闘争—資本主義の多様性を考える』東京大学出版会, 2009年)。
- Aglietta, M. and Rebérioux, A. (2005) *Corporate Governance Adrift: A Critique of Shareholder Value*, Edward Elgar.
- Aiginger, Karl and Alois Guger (2005) 'The European Socio-Economic Model Differences to the USA and Changes over Time,' WIFO Working Papers No.266.
- Apeldoorn, Bastiaan van and Laura Horn (2006) 'The Transformation of Corporate Governance Regulation in the European Union: From Harmonization to Marketization,' Working Papers Political Science No.2006/04.
- Apeldoorn, Bastiaan van (2009) 'The Contradictions of "Embedded Neoliberalism" and Europe's Multi-level Legitimacy Crisis: The European Project and Its Limits,' in Apeldoorn, Bastiaan van, John Drahokoupil and Laura Horn eds., *Contradictions and Limits of Neoliberal European Governance: From Lisbon to Lisbon*, Palgrave Macmillan.
- Barroso, J. M. (2005) 'Working Together for Growth and Jobs: A New Start to the Lisbon Strategy,' Communication to the Spring European Council, COM (2005) 24, Brussels, 5
- Bieling, Hans-Jürgen (2003) 'Social Forces in the Making of the New European Economy: The Case of Financial Market Integration', *New Political Economy*, Vol.8, No.2, pp.203-24.
- Bieling, Hans-Jürgen (2009) 'Europäische Integration und die Reform der Nationalen Wohlfahrts-, Arbeitsmarkt- und Beschäftigungsregime,' *Kurswechsel* 4, Seit 13-23.
- Callaghan, Hellen (2008) 'How Multilevel Governance Affects the Clash of Capitalisms,' MPIFG Discussion Paper 08/5.
- Caporaso, James A. and Sidney Tarrow (2009) 'Polanyi in Brussels: Supranational Institutions and the Transnational Embedding of Markets,' *International Organization* 63, pp.593-620.
- Deeg, Richard (2009) 'The Rise of Internal Capitalise Diversity? Changing Patterns of Finance and Corporate Governance in Europe,' *Economy and Society*, Vol.38, No.4, pp.552-79.
- European Foundation for the Improvement of Living and Working Condition (Eurofound) (2010) *Working Poor in Europe*, Eurofound.
- European Commission (1999) 'Financial Services: Implementing the Framework for Financial Markets: Action Plan,' COM (1999) 232.
- European Commission (2000a) 'The Lisbon European Council: An Agenda of Economic and Social Renewal for Europe,' Contribution of the European Commission to the Special European Council in Lisbon, 23-24 March 2000, DOC/00/7.
- European Commission (2000b) 'The Social Policy Agenda,' COM (2000) 379 Final, Brussels.
- European Commission (2002) 'Commission Recommendation for the 2002 Broad Guidelines of the Economic Policies of the Member States and the Community,' ECFIN/210/02-EN.
- European Commission (2003a) 'Modernising Corporate Law and Enhancing Corporate Governance in the European Union: A Plan to Move Forward,' COM (2003) 284 Final.
- European Commission (2003b) 'Modernising Social Protection for More and Better Jobs: A Comprehensive Approach Contributing to Making Work Pay,' COM (2003) 842 Final.
- European Commission (2007) The Commission's Communication "Towards Common Principles of Flexicurity: More and Better Jobs through Flexibility and Security", COM (2007) 359.
- European Commission (2010) *Employment in Europe 2010*.

- European Commission (2011) *Employment and Social Development in Europe 2011..*
- European Council (2000) 'Presidency Conclusions,' Lisbon European Council, 23-24 March 2000.
- Evans, Trevor (2009) 'Money and Finance Today,' in John Grahl ed., *Global Finance and Social Europe*, Edward Elgar.
- Frangakis, Marica (2009) 'EU Financial Market Integration Policy,' in John Grahl ed., *ibid.*
- Goyer, Michel (2007) 'Capital Mobility, Varieties of Institutional Investors, and the Transforming Stability of Corporate Governance in France and Germany,' in Bob Hancke, Martin Rhodes, and Mark Thatcher eds., *Beyond Varieties of Capitalism : Conflict, Contradictions, and Complementarities in the European Economy*, Oxford University Press, pp.195-219.
- Grahl, John (2009a) 'Lisbon, Finance and the European Social Model,' in John Grahl ed., *ibid.*
- Grahl, John (2009b) 'The Impact of Financial Change on European Employment,' in John Grahl ed., *ibid.*
- Hall, Peter and David Soskice (2001) 'An Introduction to Varieties of Capitalism,' in Hall, Peter and David Soskice eds., *Varieties of Capitalism : The Institutional Foundations of Comparative Advantage*, Oxford University Press. (遠山弘徳・安孫子誠男他訳『資本主義の多様性—比較優位の制度的基礎』ナカニシヤ出版, 2007年)。
- Heidenreich, Martin and Gabriele Bishcoff (2008) "The Open Method of Coordination : A Way to the Europeanization of Social and Employment Policies," *Journal of Common Market Studies*, Vol.46, No.3, pp.497-532
- Hermann, Christoph and Ines Hofbauer (2007) 'The European Social Model : Between Competitive Modernization and Neoliberal Resistance,' *Capital & Class*, 93, pp.125-139.
- Hermann, Christoph (2007) 'Neoliberalism in the European Union,' *Studies in Political Economy* 79, pp.61-89.
- Hermann, Peter (2006) 'Precarity : Logical Cosequence of Societies that Lost the Social,' MPRA Paper, No.1003.
- Hettne, Björn (1995) 'Introduction : The International Political Economy of Transformation,' in Hettne ed., *International Political Economy : Understanding Global Disorder*, Zed Books.
- Hettne, Björn (2005) 'Beyond the "New Regionalism",' *New Political Economy*, Vo.10, No.4, pp.543-571.
- Hofbauer, Ines (2007) 'Das » Europäische Sozialmodell « als transnationales Modernisierungs- und Legitimationskonzept ; *Kurswechsel* 1, Seit 38-47.
- Höpner, Martin (2005) 'What Connects Industrial Relations and Corporate Governance? Explaining Institutional Complementarity,' *Socio-Economic Review*, Vol.3, Issue 2, pp.331-358.
- Höpner, Martin and Armin Schäfer (2010a) 'A New Phase of European Integration : Organised Capitalisms in Post-Ricardian Europe,' *West European Politics*, Vol.33, No.2, pp.344-368.
- Höpner, Martin and Armin Schäfer (2010b) 'Polanyi in Brussels? Embeddedness and the Three Dimensions of European Economic Integration,' MPIfG Discussion Paper 10/8.
- Horn, Laura (2012) *Regulating Corporate Governance in the EU : Towards a Marketisation of Corporate Control*, Palgrave Macmillan.
- Institutional Shareholder Services, European Governance Institute, and Sherman & Sterling (2007) *Report on the Proportionality Principle in the European Union*, External Study Commissioned by the European Commission.
- Kok, Wim (the High Level Group chaired by Wim Kok) (2004) *Facing the Challenge : The*

- Lisbon Strategy for Growth and Employment*, European Communities.
- Lazonick, William and Mary O'Sullivan (2000) 'Maximizing Shareholder Value: A New Ideology for Corporate Governance,' *Economy and Society*, Vol.29, No.1, pp.13-35.
- Lysandrou, Photis (2009) 'The Transformation of Corporate Europe,' in John Grahl ed., *ibid*.
- Macartoney, Huw (2011) *Variiegated Neoliberalism: EU Varieties of Capitalism and International Political Economy*, Routledge.
- Nölke, Andreas and Arjan Vliegthart (2009) 'Enlarging the Varieties of Capitalism: The Emergence of Dependent Market Economies in East Central Europe,' *World Politics* Vol.61, No.4, pp.670-702.
- Polanyi, Karl (1957) *The Great Transformation: The Political and Economic Origins of Our Time*, Beacon Press. (吉沢英成他訳『大転換—市場社会の形成と崩壊』東洋経済, 1975年)。
- Sapir, André et.al (2004) *An Agenda for a Growing Europe: The Sapir Report*, Oxford University Press.
- Sapir, André (2006) "Globalization and the Reform of European Social Models," *Journal of Common Market Studies*, Vol.44, No.2. pp.369-90.
- Scharpf, Fritz W. (2010) 'The Asymmetry of European Integration, or Why the EU Cannot Be a 'Social Market Economy,' *Journal of Common Market Studies*, Vol.40, No.4. pp.645-70.
- Standing, Guy (2009) *Work after Globalization: Building Occupational Citizenship*, Edward Elgar.
- Soskice, David (2001) 'Social Protection and the Formation of Skills: A Reinterpretation of the Welfare State,' in Hall and Soskice eds., *ibid*.
- Strange, Gerard (2009) 'World Order and EU Regionalism: Towards an Open Approach to New Constitutionalism,' University of Lincoln Asia Research Centre Working Paper No.162.
- Treeck, Till van (2009) 'The Political Economy Debate on "Financialization": A Macroeconomic Perspective,' *Review of International Political Economy*, Vol.16, No.5, pp.907-944.
- 岩田健治 (2010) 「世界金融危機と EU 金融システム」田中素香編著『世界経済・金融危機とヨーロッパ』勁草書房。
- 石田 徹 (2009) 「欧州雇用戦略とフレキシキュリティ」『龍谷法学』第41巻4号。
- 岡 伸一 (2007) 「リスボン会議後の EU の社会保障政策」明治学院大学社会学部付属研究所『研究所年報』37号。
- 黒川洋行 (2011) 「リスボン条約における社会的市場経済の適用」『リスボン条約と EU の課題』日本 EU 学会年報第31号。
- 新形 敦 (2010) 「欧米大手金融機関の成長戦略：金融機関の将来像」『みずほ総研』論集Ⅲ号。
- 庄司克宏 (2003) 『EU 法—基礎篇』岩波書店。
- 庄司克宏 (2007) 『欧州連合—統治の論理とゆくえ』岩波新書。
- 濱口桂一郎 (1999) 「EU における雇用政策と社会保障」『海外社会保障研究』Autumn, No.128。
- 濱口桂一郎 (2008) 「EU 雇用戦略と社会保障—公開調整手法による政策協調」『海外社会保障研究』Winter, No.165。
- 星野 郁 (2008) 「経済・通貨統合と拡大に伴うヨーロッパ労働市場と労使関係の変容」『立命館国際研究』第20巻第3号。
- 星野 郁 (2010) 「ヨーロッパにおける労働市場改革の展開と課題」田中素香編著『世界経済・金融危機とヨーロッパ』勁草書房。

労働政策・研修機構（2010）『欧米における非正規雇用の現状と課題－独仏英米をとりあげて』JILPT 資料シリーズ No.79。

鷺尾義勝編著（2009）『リスボン条約による欧州統合の新展開』ミネルヴァ書房。